「施策・事業の見直し（試案）」について各局・区とのオープン議論

平成24年４月18日（水）

大阪市役所　本庁舎屋上（Ｐ１）階会議室

「1歳児保育特別対策費」

（事務局）　それでは議論を再開します。

次は、１歳児保育特別対策費です。最初に改革ＰＴから見直しの趣旨の説明をします。

（改革ＰＴ）　１歳児の保育対策費ですけれども、国の保育士の配置基準が１歳児６人に対しまして保育士１人ということで、本市は現在、１歳児５人に対しまして保育士１人の配置基準を設定しまして、これに生じます保育士の増加分の人件費を民間保育所に補助金として交付しているものでございます。

見直しの考え方といたしましては、待機児解消を図るために１歳児に対する保育士配置基準については国の基準に準拠して設定をしていただきたいと考えております。

実施時期については平成25年度でお願いをしたいと考えております。

以上でございます。

（事務局）　続きまして、試案に対する所管局の見解表明を願います。

（こども青少年局）　保育士の配置基準につきましては、先日の条例で一応、大阪市としては６対１ということで規定をすることにしたのは御案内のとおりでございます。

ただ、しかしながら条例制定に当たりましてパブリックコメント、また市会の審議経過とか附帯決議、また他都市の状況などもございますので、少し慎重に検討したいと思っております。

14ページに他都市の加算実施の状況を載せておりますが、配置基準として６対１でやってるところが本市以外で８市ということになってます。６対１にしながらも、０から２歳、低年齢児への加算ということで何かの措置をしてるところが５都市ほどございます。６対１でそのまま基準どおりにやってるところが本市以外で５市という状況になっておりますので、もともと１歳児、手厚くと思っておった趣旨もございますので、そのあたり本当にどういうふうなことを要るのか要らないのか含めて、ちょっと慎重に検討したいと思っております。

また、15ページに附帯決議もつけておりますが、市会の議論経過の中の附帯決議の３

番目に、平成24年度は従来基準を尊重し、平成25年度以降についても慎重に行うこととなされております。パブリックコメントにおきましても1,700件以上の反対意見があったということで、市長のほうには委員会のほうで、今年度についてはすぐ切るということではないということで御答弁をいただいたところでございますが、事務的に予算的に今、７月までの暫定となっておりますので、改めまして８月以降、予算要求を行ってまいるところでございます。３月に条例成立がしたところでございますんで、今、すぐここで25年度、はい、廃止という厳しいことを言われますと、附帯決議のこともございますので、25年度以降の予算審議の中で改めましていろいろと検討させていただいて、いろんな保育実態等についてもいろいろと検証をさせていただきながらやらせていただきたいなと思っておりますので御理解いただきたいと思います。

（事務局）　フリー形式での議論を開始します。よろしくお願いします。

（改革ＰＴ）　やはり多くの待機児童を抱えているという状況の中で、これから多くの財源もまた必要になってまいりますので、ぜひともこのあたりは国基準というものがございますので、国基準に準拠いただいて、財源を生み出しながら待機児童をしっかりと解消していく施策を打ち出していただきましたら、御理解もいただけるようになるんではないかと思いますので、ぜひとも御検討よろしくお願いをいたします。

（こども青少年局）　それ以上はこちらのほうも申し上げれるところがございませんのですが、今すぐ、はいというあれよりも、むしろ他都市がどういうところでやっておられるのかも含めまして御相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（改革ＰＴ）　確認なんですが、資料の13ページの慎重に検討したいと書いてるんですが、実施するのは実施すると。ただし、低年齢児をどうするかということについては議論したいというそういう理解でいいんですよね。

（こども青少年局）　そういうことです。

（改革ＰＴ）　あくまでも基本は１対６ということだという、まさに条例自体がそうなってるということで。ただ、附帯決議も慎重に行うこととなってますんで、慎重に検討することじゃなくて、慎重に行うこととなってますんで、そういう理解ですよね。

（こども青少年局）　行う中身が何なのかということは、また改めて議論させていただきたいんですが。

（改革ＰＴ）　そこを議論したいということですね。

（こども青少年局）　そういうことです。

（改革ＰＴ）　低年齢児についてということで。

（こども青少年局）　はい。

（改革ＰＴ）　これはこれ以上やっても平行線なんでしょうね。

（こども青少年局）　納得いただけなければ、そのままということでお聞きしておりますので。

（改革ＰＴ）　だから、一応ここでは平行線にしておきたいという御意向だということ。

（こども青少年局）　そういうことでございます。

（改革ＰＴ）　保育所、また後で保育料の関係も出てきますんで、それとあわせての話にはなるんかなと思うんですけども、基本的に市民から見ればというか、保育所の運営というのはどういうお金でやってるのかということについて、やっぱり改めて十分御理解もいただく必要があるやろうと思います。国のお金と保育料と税金でやっているというこの形について、さらに公立と民間の保育所があって、それぞれに対してどういう税の負担があるのかということも、やっぱり十分わかっていただいた上で議会においても議論していただく必要があると思いますし、なぜこういう見直しの議論をしているのかということについてもやっぱりどういうところに過剰感があるのかとか、不足感があるのかというところが、これは一つ一つの施策で他都市と比較すると出過ぎとったり引っ込んどったりするんですけども、これは後ろの保育料の表とかと、こういう表とあわせて見たときに、例えばどういうふうになってんのかということも他都市比較するときにはもう少しまたそういう工夫も要るのかなと思いますんで、この慎重に検討する中身というのは、やっぱりそういうことも含めて我々も議論したいと思いますし、そういう少しことに力を注いでいただきたいなと思ってます。

（こども青少年局）　待機児童対策ということでは、一つ保育所関係まとめて施策を、今、おっしゃったようなどういう形になってるのかというのを示しながらというのを内部でも検討していきたいと思っておりますので、あわせて議論をさせていただきたいと、そういうふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

（橋下市長）　３歳児とか４歳児とか５歳児の配置基準というのは法律上は何対何なんですか。

（こども青少年局）　国基準と全く一緒で、３歳児が20対１、４歳児、５歳児が30対１です。

（橋下市長）　ここで右に書いてる14ページの右のところは、それをさらにこうやって手厚くしてるということですか。

（こども青少年局）　そういうことです。